

第4章 退職後の医療保険制度

第1節 組合員証等の返納

職員の方が退職されますと共済組合員としての資格がなくなり、在職中に使用していた公立学校共済組合員証、組合員被扶養者証、その他共済組合が交付している証（以下「組合員証等」という。）は使用できなくなりますので、必ず当共済組合に組合員証等を返納してください。紛失などにより返納できないときも、必ずその旨を届け出てください。

返納せず、誤って組合員証等を使用し、医療機関等を受診した場合は、後日、公立学校共済組合が負担した医療費を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

第2節 退職後の医療保険制度

医療保険制度は、病気やけが等の不測の事故に備え、安定した生活を営む上で、欠くことのできない大切な社会保険制度です。

わが国では、国民皆保険の制度が導入されていますので、退職後の状況によって次の1～5の医療保険制度の適用を受けることになり、必ずいずれかの制度に加入しなければなりません。

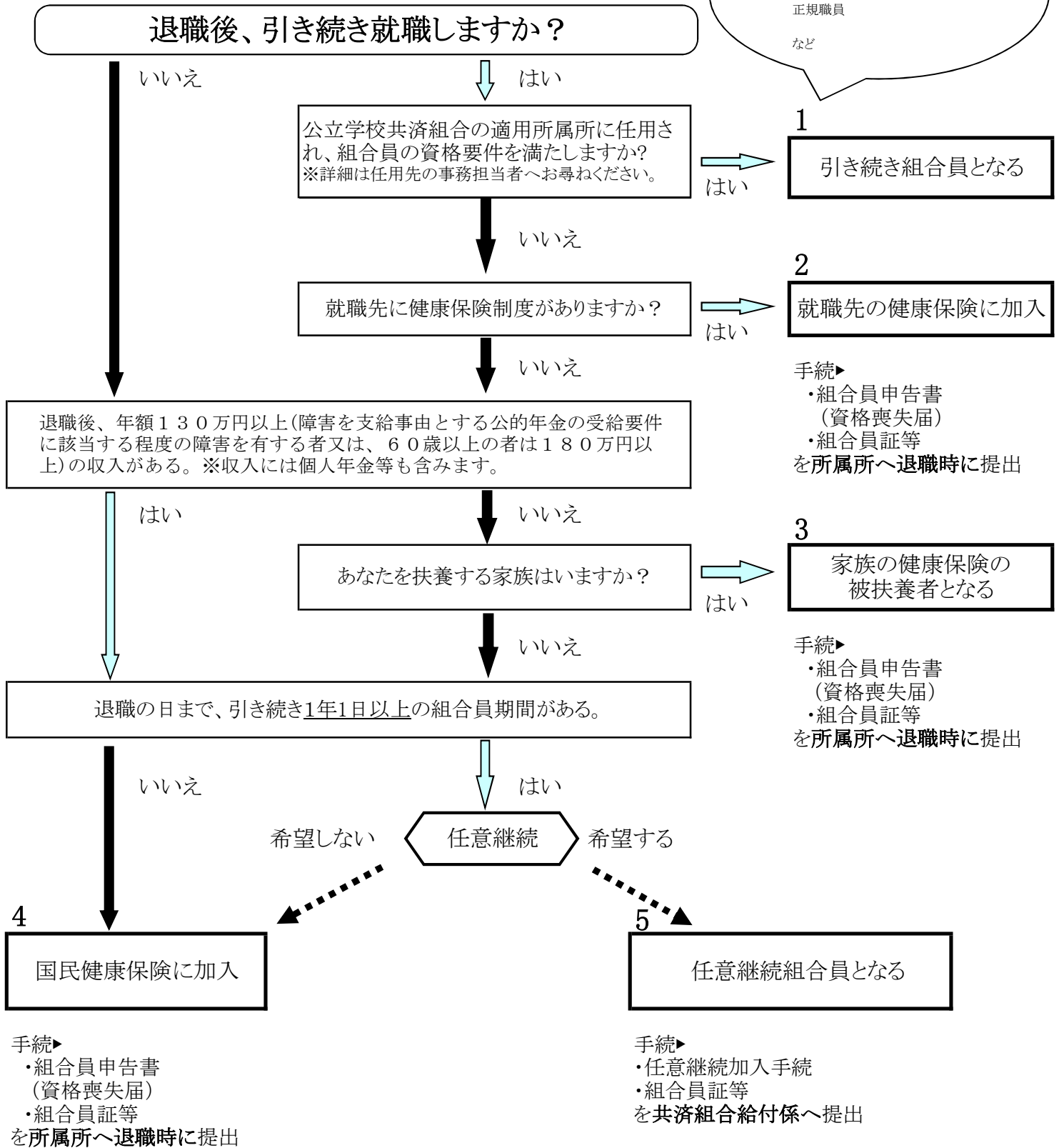
- 1 引き続き組合員となる
- 2 就職先の健康保険に加入
- 3 家族の健康保険の被扶養者になる
- 4 国民健康保険に加入する
- 5 任意継続組合員となる

次ページのフローチャートを見てみましょう。

退職後、私の健康保険は、どうなるの？

* 実際にどの健康保険制度に加入することになるか確認してみましょう。

- 正規職員 → フルタイム再任用職員
- 臨時的任用職員 → 臨時的任用職員
正規職員
- など



1 引き続き組合員となる 健康保険制度：公立学校共済組合制度(継続)

<例①> 定年退職後、暫定再任用（フルタイム）で勤務される方

※ 以下、この手引において暫定再任用（フルタイム）を「フルタイム再任用」といいます。

<よくあるお問い合わせ>

Q1. フルタイム再任用になる場合、今の組合員証等はどうしたらいいの？

A1. 任用期間が2月を超えるフルタイム再任用の方は、引き続き在職中の組合員証等が使用できます。任用期間が2月以内のフルタイム再任用の方は、国民健康保険へ加入、または任意継続組合員の手続が必要となりますので、組合員証等は返納していただく必要があります。

<例②> 来年度、臨時的任用職員等として任用される方

<よくあるお問い合わせ>

Q2. 短期組合員になる場合も今の組合員証等をそのまま使っているの？

A2. 任用条件により異なります。

例えば、下記のア・イ・ウのようになります。

ア. 任用が引き続きの場合

・ 臨時的任用職員→臨時的任用職員 など

➡ **引き続き在職中の組合員証等が使用できます。**

イ. 新たな任用で組合員種別又は組合員番号が変更になる場合

・ 定年退職→臨時的任用職員（任用期間が2月超）

➡ **使用できません。組合員種別変更と番号変更の手続のため、在職中の組合員証等を一度返納していただく必要があります。**

・ 臨時的任用職員（福岡県採用）→臨時的任用職員（政令市採用等）

➡ **使用できません。番号変更の手続のため、在職中の組合員証等を一度返納していただく必要があります。**

ウ. 新たな任用の開始日まで空白期間があり、任用関係が引き続かない場合

➡ **使用できません。資格喪失となりますので在職中の組合員証等は返納してください。**

2 就職先の健康保険に加入 健康保険制度：就職先の健康保険制度

加入手続は、就職先の担当者に問い合わせる所定の手続を行ってください。

<例①> 民間企業や私立学校に就職する

→ 就職先の健康保険制度へ加入します。

<よくあるお問い合わせ>

Q1. 民間企業で働くことになったけど、組合員証等はどうなるの？

A1. 今の組合員証等は退職後使用できません。返納してください。
就職先に健康保険制度があれば、そちらに加入することになります。
加入手続は就職先の担当者へお尋ねください。

Q2. 就職先に健康保険制度はないと言われた。組合員証等はどうしたらいいの？

A2. 今の組合員証等は退職後使用できません。返納してください。
御家族の被扶養者・国民健康保険・任意継続のいずれかの健康保険制度に加入することになります。

3 家族の健康保険の被扶養者となる

健康保険制度：家族の健康保険制度

組合員の退職後の年間収入が130万円（障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者は180万円）未満の場合で、退職した組合員を扶養する家族がいるときは、その家族の健康保険の被扶養者になることができます。

手続は、保険者によって異なりますので、詳しくはその家族が加入している健康保険組合等にお尋ねください。

<加入条件>

退職後の年間収入が130万円未満（障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者又は60歳以上の者は180万円未満）で、あなたを扶養する御家族がいるとき。

なお、収入には、個人年金、不動産所得、傷病手当金等も含まれます。

<よくあるお問い合わせ>

Q1. 家族の扶養に入ることになったけど、手続はどうしたらいいの？

A1. 退職時の所属所で組合員証等の返納と資格喪失手続をしてください。
被扶養者となる手続は、御家族の勤務先へ確認してください。

4 国民健康保険に加入 健康保険制度：国民健康保険制度

国民健康保険制度は、自営業の方や無職の方などで、いずれの健康保険制度にも加入していない方が加入しなければならない医療保険制度です。

加入資格が生じた日から14日以内（令和6年3月31日退職の場合は、4月14日（日）まで）に、居住している市区町村の国民健康保険担当課で手続きをしてください。必要書類や保険料などは、市区町村の担当課に確認してください。（共済組合ではお答えすることができません）

<加入条件>

いずれの健康保険にも加入していない方。

<よくあるお問い合わせ>

Q1. 資格喪失証明書を持ってくるように言われた。どうやったらもらえるの？

A1. 退職時の資格喪失手続きの際に証明書発行の申請をしてください。

組合員申告書の「資格喪失証明書の発行」の「必要」欄にチェックをして職時の所属所へ提出してください。共済組合に組合員申告書が届き次第、なるべく速やかに御自宅へ送付します。

Q2. 手続きはどこで何をすればいいの？どこに連絡したらいいの？

A2. 加入手続きは居住している市区町村の国民健康保険担当課で行います。連絡先は市区町村のホームページなどで確認してください。

5 任意継続組合員となる 健康保険制度：任意継続組合員制度

(1) 任意継続組合員制度とは

任意継続組合員制度とは、退職の日まで引き続き1年1日以上組合員であった方で、退職して組合員資格を失った方が、在職中に受けていた短期給付及び福祉事業を、退職後も引き続き2年間に限り受けることのできる制度です。

任意継続組合員となることを希望する場合は、退職の日から起算して20日以内に加入の申し出を行い、かつ掛金を払い込んでいただく必要があります。

(2) 任意継続組合員証の申込み

任意継続組合員となることを希望する人は次のとおり申出書を提出してください。

提出書類・・・任意継続組合員申出書

提出先・・・公立学校共済組合福岡支部 給付係

申込期限・・・退職の日から起算して20日以内に申出書の送付と掛金の払込みを終えること。

① 年度途中で退職される方（常勤講師等）について

年度途中で退職される方（常勤講師等を含む）も要件を満たせば任意継続組合員となることができます。任意継続組合員になるには1年と1日以上の継続した組合員期間が必要です。

該当する方で任意継続組合員となることを希望する場合は申込期限までに手続きを行ってください。

(例1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで常勤講師として勤務し退職した場合
→ 1年と1日以上継続した勤務期間がないため任意継続の申込みはできない。

(例2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで常勤講師として勤務、その後、継続して令和6年4月1日から令和6年4月30日まで勤務し退職した場合
→ 1年と1日以上継続した勤務期間があるため任意継続の申込みが可能。

② 3月末に退職する組合員の手続

毎年3月末に退職される方については、あらかじめ「仮申込み」をしていただき、後日「正式申込み」をしていただく二段階方式により手続きを実施しています。
詳しくは、退職年度の「退職後の福利厚生制度のしおり」を御覧ください。

(3) 任意継続掛金の払込み

掛金の払込方法は、年払いと月払いがあります。年払いは払込書により納入期限までに資格取得日の属する年度分を一括して払い込むことになるため、前納割引制度の適用があります。月払いは、納入期限までに資格取得日の属する月分と翌月分の2か月分の掛金を払込書により払込み、翌月から毎月19日（金融機関の休業日のときは翌営業日）に口座振替により納入することになります。

なお、年の途中で任意継続組合員の資格を喪失したときは、未経過月数に応じて掛金を本人に返還します。

申込みがあった方に「公立学校共済組合任意継続掛金介護掛金払込書」を送付します。最寄りの福岡銀行で掛金を払い込んでください。

※ 掛金の月払いを希望される場合は御連絡ください。

(4) 任意継続掛金及び介護掛金

任意継続掛金は、以下のとおり算出します。

※ 掛金率および平均標準報酬月額は毎年度改定されます

任意継続掛金・・・次の①、②のいずれか少ない額に千分の93.2（令和5年9月現在）を乗じて得た額（円位未満の端数切捨）

介護掛金・・・・次の①、②のいずれか少ない額に千分の16（令和5年9月現在）を乗じて得た額（円位未満の端数切捨）

①退職時の標準報酬月額

②平均標準報酬月額 410,000円（令和5年9月30日現在）

<参考>

任意継続掛金・介護掛金 月額計算早見表

令和6年度の掛金率は未定です。参考に令和5年度の率で算出した場合の掛金額は次のとおりです。

任意継続掛金額及び介護掛金額（令和5年4月～令和6年3月）

任意継続掛金・・・次の①②のいずれか少ない額に千分の93.2を乗じて得た額（円未満端数切捨）

介護掛金・・・次の①②のいずれか少ない額に千分の16を乗じて得た額（円未満端数切捨）

① 退職時の標準報酬月額

② 全組合員の平均標準報酬月額 410,000 円 （令和5年9月30日現在）

【掛金月額計算早見表】

| 1 退職時の標準報酬月額が、②全組合員の平均標準報酬月額 410,000 円 以上の方 | |
|---|--|
| 任意継続掛金 月額 | ②平均標準報酬月額 410,000 円 $\times \frac{93.2}{1000} = 38,212$ 円 （円未満切捨） |
| 介護掛金 月額 | ②平均標準報酬月額 410,000 円 $\times \frac{16}{1000} = 6,560$ 円 （円未満切捨） (40歳以上65歳未満の方のみ納付) |
| 合計 | 44,772 円 |
| 2 退職時の標準報酬月額が、②全組合員の平均標準報酬月額 410,000 円 未満の方 | |
| 任意継続掛金 月額 | ①退職時の標準報酬月額 円 $\times \frac{93.2}{1000} =$ 円 （円未満切捨） |
| 介護掛金 月額 | ①退職時の標準報酬月額 円 $\times \frac{16}{1000} =$ 円 （円未満切捨） (40歳以上65歳未満の方のみ納付) |
| 合計 | 円 |

※ 年払い（令和5年4月～令和6年3月分 一括払い）の場合は、前納による割引が適用されます。

例：最高額の場合

① 仮申し込みを行い、1年分（各月払い） 44,772 円 $\times 12$ か月 = 537,264 円
 3月中に払込みをした場合 1年分一括払い 0 = 526,004 円
 差額（割引額） 割引率： 2.096 % 11,260 円

（5）任意継続組合員証の交付

任意継続組合員証を御自宅へ共済組合から発送します。

（6）短期給付及び福祉事業

ア 短期給付

休業給付を除き、在職中と同様の短期給付が受けられます。（第3章第1節参照）

イ 福祉事業

1日ドック等の利用ができます。年度により事業内容が異なるので、任意継続組合員に事業案内を直接送付します。

（7）被扶養者の取扱い

退職時に被扶養者として認定されている方がいる場合で、任意継続組合員

になられた以降も引き続き扶養の必要があるときは、「任意継続組合員仮申込書」（3月末退職者のみ）及び「任意継続組合員申出書」の被扶養者欄に氏名等の必要事項を必ず記入してください。

なお、被扶養者が、就職、所得超過及び後期高齢者医療制度の適用者となる場合や認定替えを行う（配偶者等の被扶養者とする）場合は、被扶養者として引き続き認定できませんので、その方を被扶養者欄には記入しないでください。また、その方の被扶養者証は、速やかに返納してください。被扶養者欄に未記入の方は、退職に伴い被扶養者としての認定が取り消されます。

(8) 任意継続組合員資格の喪失

ア 任意継続組合員が次のいずれかに該当すると、その翌日（④及び⑥はその日）から資格を喪失します。

- ① 任意継続組合員になった日から2年を経過したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 任意継続掛金及び介護掛金を納入期限までに払い込まなかったとき
- ④ 就職により健康保険の被保険者や組合員（他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行うものの組合員を含む。）となったとき
- ⑤ 任意継続組合員でなくなることを希望する旨を、公立学校共済組合福岡支部給付係に申し出た場合には、その申し出が受理された日の属する月の末日になったとき
- ⑥ 後期高齢者医療の被保険者となったとき

イ 資格喪失の手続

(ア) 上記①及び③に該当したとき

公立学校共済組合福岡支部から資格喪失通知書を発行しますので、任意継続組合員証等を速やかに公立学校共済組合福岡支部給付係に返納してください。

(イ) 上記②及び⑤に該当したとき

次の書類を公立学校共済組合福岡支部給付係に提出してください。

- a 任意継続組合員資格喪失申出書
- b 任意継続掛金・介護掛金還付請求書（未経過分の掛金がある方のみ）
- c 支払未済の給付金請求書（死亡した場合のみ）（様式：3-81 頁）
- d 任意継続組合員証等

(ウ) 上記④及び⑥に該当したとき

次の書類を公立学校共済組合福岡支部給付係に提出してください。

- a 任意継続組合員資格喪失申出書
- b 任意継続掛金・介護掛金還付請求書（未経過分の掛金がある方のみ）
- c 任意継続組合員証等
- d 新たに取得した就職先の健康保険証の写し

任意継続組合員申出書

| | | | | | | | | | | |
|---|---|----------------|----------------|--|----------------------------------|--------------------------------|---|---|--------|--------|
| | | | | 任意継続組合員証番号 | 組合員証記号番号 | | | | | |
| | | | | | 公立福岡 | | | | | |
| 氏 名 | | | | | 生 年 月 日 | | | | | |
| フリガナ | | | | | 昭和・平成 | | | | | |
| 漢 字 | 氏 | 名 | | | 退 職 年 月 日 | | | | | |
| | | | | | 令和 | 年 | 月 | 日 | | |
| 掛金の納入方法 (どちらかに○) | | 年払い・月払い | | | 月払い御希望の方は33ページの「預金口座振替依頼書」が必要です。 | | | | | |
| 住 所 | 郵便番号 | | フリガナ | | | | | | | |
| | - | | | | | | | | | |
| | 都・道・府・県 | | | 市・区・町・村 | | | | | | |
| 電話 番号 | () | | | 日中(9:00~17:00)に連絡がつく番号(携帯電話)を記入してください。 | | | | | | |
| 被 扶 養 者 | 退職時にあなたの被扶養者となっている人を任意継続加入後も引き続き扶養する場合に記入してください。(記入がない場合、被扶養者から外れることとなります。) ただし、被扶養者に該当しない場合(就職、扶養替えしている場合など)は記入できません。 ※ 扶養から外れる場合で喪失証明書が必要なときは御連絡ください。 | | | | | | | | | |
| | 氏 名 | 性別 | 生年月日 | 続柄 | 収入状況について(必ず2-23ページで確認すること) | | | | | |
| | | 男・女 | 昭和 平成 令和 | 年 月 日 | | 今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか? | | | | はい・いいえ |
| | | 男・女 | 昭和 平成 令和 | 年 月 日 | | 今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか? | | | | はい・いいえ |
| | 男・女 | 昭和 平成 令和 | 年 月 日 | | 今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか? | | | | はい・いいえ | |
| <p>地方公務員共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員になることを希望するので申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">公立学校共済組合福岡支部長 殿</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">申出者氏名</p> <p style="text-align: center;">(記名押印又は署名)</p> | | | | | | | | | | |

○ 太線の中をボールペンで記入してください。

証回収年月日
(共済組合使用欄)

令和

- 在職中に使用していた公立学校共済組合組合員証、組合員被扶養者証、その他共済組合が交付している証は、任意継続組合員証の申込手続時にこの申出書と一緒に必ず返納してください。(学校又は教育事務所には返却しないこと)
- 本申出書を提出しても、**掛金の納付を退職日から起算して20日以内に完了しない場合、任意継続組合員にはなれません**のでご注意ください。

裏面の記入例を参考に記入してください。

| | | |
|--------------|---|-----------|
| 組合員証等添付枚数記入欄 | | (共済組合使用欄) |
| 組合員証 | 枚 | 枚 |
| 被扶養者証 | 枚 | 枚 |
| 限度額適用認定証 | 枚 | 枚 |

忘れずに記入をしてください!

任意継続組合員申出書 記入例

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|---|------------|-------------------------------|---------|--------------------------------|----------------------------------|--|-------|-------------|---|---|---------|--|
| | | 任意継続組合員証番号 | 組合員証記号番号 | | | | | | | | | | |
| | | 記入しない | 公立福岡 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | | | |
| 氏 名 | | | | | | 生 年 月 日 | | | | | | | |
| フリガナ | コウリツ | | | タロウ | | | 昭和 | 平成 | 3 | 6 | 1 | 1 | |
| 漢 字 | 氏 公 立 | | | 名 太 郎 | | | 退 職 年 月 日 | | | | | | |
| | | | | | | 令和 4年 3月 31日 | | | | | | | |
| 掛金の納入方法 (どちらかに○) | | | 年払い・月払い | | | 月払いご希望の方は33ページの「預金口座振替依頼書」が必要です。 | | | | | | | |
| 住 所 | 郵便番号 | | フリガナ | | | | | | | | | | |
| | 8 | 1 | 2 | - | 8 | 5 | 7 | 5 | フクオカシ ハカタク | | | ヒガシコウエン | |
| | 福 岡 | | 漢 字 福 岡 市 博 多 | | | | | | 東 公 園 7 - 7 | | | | |
| | | 都・道・府・県 | | 市・区・町・村 | | | | | | | | | |
| 電話 番号 | 090-1234-5678 | | | | | | 日中(9:00~17:00)に連絡がつく番号(携帯電話)を記入してください。 | | | | | | |
| 被 扶 養 者 | 退職時にあなたの被扶養者となっている人を任意継続加入後も引き続き扶養する場合に記入してください。(記入がない場合、被扶養者から外れることとなります。) ただし、被扶養者に該当しない場合(就職、扶養替えしている場合など)は記入できません。 ※ 扶養から外れる場合で証明書が必要なときはご連絡ください。 | | | | | | | | | | | | |
| | 氏 名 | 性 別 | 生 年 月 日 | 続 柄 | 収入状況について(必ず2-23ページで確認すること) | | | | | | | | |
| | 公立 花子 | 男・女 | 昭和 平成 令和 36年 12月 25日 | 妻 | 今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか？ | | | | | | | | |
| | ↑ | 男・女 | 昭和 平成 令和 年 月 日 | | 今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか？ | | | | | | | | |
| | | 男・女 | 昭和 平成 令和 年 月 日 | | 今後1年間の収入状況は被扶養者の認定要件を満たしていますか？ | | | | | | | | |
| <p>地方公務員共済組合法第144条の2第1項の規定により、任意継続組合員になることを希望するので申し出ます。</p> <p style="text-align: center;">公立学校共済組合福岡支部長 殿</p> <p style="text-align: center;">令和5年4月1日</p> <p style="text-align: right;">申出者氏名 公立 太郎 (記名押印又は署名)</p> | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 証回収年月日 (共済組合使用欄) | 令和 | 記入しない | | | | | |

ここに書くことができる被扶養者は、
 退職時に被扶養者証が交付されている方
 退職後も引き続き扶養の要件を満たす方です。

| 組合員証等添付枚数記入欄 | | (共済組合使用欄) | |
|--------------|-----|-----------|---|
| 組合員証 | 1 枚 | 1 枚 | 枚 |
| 被扶養者証 | 1 枚 | 記入しない | 枚 |
| 限度額適用認定証 | 枚 | 枚 | 枚 |

忘れずに記入をしてください!

添付した枚数を必ず記入してください!

【提出先一覧】

下記提出書類及び添付書類について該当する提出先に提出してください。

| 提出書類 | 所属所 | 様式 記載ページ | 福岡市立・北九州市立の学校 ※小中学校、高等学校、 特別支援学校、幼稚園 | 市町村立学校 ※福岡市・北九州市を 除く | 県立学校 | 本庁・その他の出先機関 (大学、九州中央病院、宿泊所等) |
|------------------------------|---------|------------------------|---|----------------------------|----------------------|---------------------------------|
| 組合員申告書 | 資格取得 | 2-49～2-63 2-68 | 公立学校共済組合 福岡支部 給付係 | 管轄の教育事務所 | 公立学校共済組合 福岡支部 給付係 | |
| | 資格喪失 | 2-49～2-52 2-64～2-65 | 公立学校共済組合 福岡支部 給付係 ※退職・転出等に伴う組合員の 年金関係書類については、 市教育委員会へ提出すること | | | |
| | 記載事項等変更 | 2-49～2-53 | | | | |
| 被扶養者申告書 | 認定申告 | 2-68～2-98 | 公立学校共済組合 福岡支部 給付係 | | | |
| | 取消申告 | | | | | |
| | 記載事項等変更 | | | | | |
| 再交付申請書 | | 2-67 | | | | |
| 限度額適用認定申請書 | | 3-53 | | | | |
| 療養費・家族療養費請求書 | | 3-57～3-70 | | | | |
| 高額介護合算療養費支給申請書 兼 自己負担額証明書 | | 3-71～3-72 | | | | |
| 移送費・家族移送費請求書 | | 3-73 | | | | |
| 特定疾病療養認定申請書 | | 3-74 | | | | |
| 公費負担医療制度適用・非適用届出書 | | 3-75～3-76 | | | | |
| 出産費・家族出産費請求書 | | 3-77～3-78 | | | | |
| 埋葬料・家族埋葬料(附加金)請求書 | | 3-79 | | | | |
| 支払未済の給付金請求書 | | 3-81～3-82 | | 公立学校共済組合福岡支部 給付係 | | |
| 傷病手当金(附加金)請求書 | | 3-83～3-91 | | | | |
| 育児休業掛金免除申出書 兼育児休業手当金請求書 | | 3-93～3-94 | | | | |
| 育児休業手当金(延長給付)請求書 | | 3-95～3-96 | | | | |
| (出産・休業)手当金請求書 | | 3-97～3-99 | | | | |
| 介護休業手当金請求書 | | 3-100～3-101 | | | | |
| 災害見舞金請求書 | | 3-103～3-107 | | | | |
| 損害賠償申告書 | | 3-108～3-115 | | | | |
| 任意継続組合員申出書 | | 4-9～4-10 | | | | |

その他 … 有効期限の切れた限度額適用認定証、高齢受給者証は、公立学校共済組合福岡支部給付係へ直接提出のこと。